

平成25年2月22日（金）

（仮称）草津市協働のまちづくり条例の検討項目について

項目	検討委員会での意見／素案イメージ	解説
前文	※資料③ 参照	
第1章 総則	<p>検討委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地縁型組織とテーマ型組織、各主体間の交わりをつくり、協働をすすめていくということを盛り込みたい。⇒<反映> ■何をもって「住み良い」とするのか、市民が共通の認識を持てるようにする必要がある。⇒<解説> ■協働せずに、独自でまちづくりを行うものは、支援されないのか。どの範囲を支援の対象とするのか。 <p>⇒市民公益活動団体／基礎的コミュニティ推進の方策参照</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① この条例は、協働によるまちづくりの基本原則およびその実現を図る基本的事項を定めるものである。 ② 市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織および市の役割を明らかにし、それぞれの主体が連携および協力することで、住み良い地域社会の実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 協働のまちづくりをすすめるうえでの考え方や、ルールをこの条例で定めることをここで示しています。 ② まちづくりの主体が役割分担を行い、連携・協力してまちづくりをすすめることにより、すべての人が、支え合いながら安心して生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。
事項	<p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 共通の目的を実現するために、まちづくりの主体が責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもと、お互いの特性や能力を持ち寄って連携、協力し、単独で実施するよりもより大きな成果を生み出す仕組みのことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 協働とは、課題解決の手法であるので、連携、協力するだけで終わりというのではなく、最終的には成果を生み出す仕組みであると考えます。まちづくりの主体が単独では解決できない問題、または連携して取り組んだほうがより高い効果が期待される問題については、協働によって取り組むことが重要です。

まちづくりの主体	<p>検討委員会での意見</p> <p>素案イメージ</p> <p>① 市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、および市のことをいう。</p>	<p>① 協働のまちづくりを担う各主体のことを合わせてまちづくりの主体と定義します。</p>
市民	<p>検討委員会での意見</p> <p>■市民の範囲については、住民のほか通勤、通学者、事業者、在住外国人を含める事例が多い。</p> <p>素案イメージ</p> <p>① 市内に居住、通勤、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。</p>	<p>① 地域が抱える問題を解決するためには、草津市に関係する多様な人の力を合わせ、解決を図る必要があることから市民を広く捉え定義しています。</p>
まちづくり協議会	<p>検討委員会での意見</p> <p>■まちづくり協議会は地域に一つの団体であると明記すべきである。⇒<反映></p> <p>■全住民が自動的にメンバーとなるということを、共有する必要がある。⇒<解説></p> <p>素案イメージ</p> <p>① 概ね小学校区域内で、基礎的コミュニティを中心として、自己責任のもと、地域の課題は地域において解決することを基本とし設置される地域に一つの自治組織をいう。</p>	<p>① まちづくり協議会は、地域の町内会、自治会等を中心として、自己責任のもと地域の課題は地域において解決することを基本とした住民主体の自治組織です。</p> <p>まちづくり協議会は、地域の代表組織として行政と連携し、地域の課題解決を行うことが期待されています。そのため、概ね小学校区域内に、一つの組織であること、対象区域の地域住民全員に参加の機会が保障されていることが必要です。</p>
基礎的コミュニティ	<p>検討委員会での意見</p> <p>素案イメージ</p> <p>① 町内会、自治会等、地域の課題を解決するため、当該区域を活動範囲とする地縁に基づいて形成された組織をいう。</p>	<p>① 基礎的コミュニティとは、町内会、自治会を中心とする地縁に基づく各種団体のことをいいます。</p> <p>地域には町内会や自治会その他、自主防災組織や老人クラブ、子ども会など様々な団体が地域課題の解決に当たるため活動されています。こうした面識のある関係に裏付けられた地域住民の自主的な意志に基づいて、結成された任意の団体を基礎的コミュニティと定義します。</p>

市民公益活動団体	<p>検討委員会での意見</p>	<p>■事務局の説明では、地縁団体は共益的な活動をされていると整理されていたが、外に開かれた公益的な活動を行っている場合もある。⇒<解説></p> <p>■特定の個人を支援する活動は対象外であるが、社会的少数者を支援するのも公益的な活動である。⇒<解説></p>	<p>① 特定のテーマに基づき、自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に行う団体をいい、法人格の有無は関係ありません。</p> <p>地縁に根ざした団体でも環境を守る活動やまちづくり活動など、外に開かれた活動を行っている団体は、市民公益活動団体として捉えることができます。</p> <p>なお、特定の個人を支援する活動、宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動、特定の候補者や政党を支持することなどを目的とする活動を行う団体は市民公益活動団体から除きます。</p>
	<p>素案イメージ</p>	<p>① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定のテーマに基づいて自発的かつ自主的に活動を行う団体をいう。</p>	
中間支援組織	<p>検討委員会での意見</p>	<p>① まちづくりの主体の連携を図り、各種調整および助言、ならびに情報の提供等の支援を行う組織をいう。</p>	<p>① 市民と市民、市民と行政などの間に立って、パイプ役としてコーディネートを行うほか、組織が持つノウハウや情報、ネットワーク等を活用しそれぞれの活動を支援する組織のことをいいます。</p> <p>具体的には（公財）草津市コミュニティ事業団、（社福）草津市社会福祉協議会等が挙げられます。</p>
	<p>素案イメージ</p>		
基本原則	<p>検討委員会での意見</p>	<p>■失敗も含めて協働の成果である。>失敗については、協働の原則「評価」において、考えると良い。</p> <p>■協働の原則には、言葉の羅列でなく説明文も加えてほしい。⇒<修正></p> <p>■協働の原則「期限の原則」「相互変革の原則」追加の検討。⇒<修正></p> <p>■「自助、共助、公助」という呼び方は古くなっているので、「補完性の原理」と改めてはいかがか。</p>	<p>① 自助、共助、公助の考え方では、自らが解決できる問題については自ら解決することが理想的です。この考え方を基本におき、単独では解決できない課題がある場合、または協働の手法を用い解決を目指すほうがより高い効果が望める場合には、協働を検討することが必要であると考えます。</p> <p>協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、双方が協働の原則を理解し、それを遵守していくことが必要です。パートナーとしての関係を構築するため、この7つの原則を守りながら、取り組みをすすめることが重要となります。</p>
	<p>素案イメージ</p>	<p>① 自助・共助・公助の考え方を踏まえ、まちづくりの主体がそれぞれの果たすべき役割を理解し、次に掲げる原則に基づいて協働のまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) 対等の原則 お互いを対等なパートナーとして尊重しながら取組みをすすめること</p> <p>(2) 自主・自立の原則 それぞれの自主性を尊重し、依存しあうことなく自立した関係を保つこと</p> <p>(3) 相互理解の原則 それぞれが持つ理念や特性を理解し合うこと</p> <p>(4) 共有の原則 協働の目的と成果の到達点を共有すること</p> <p>(5) 公開の原則 協働の過程や成果について、情報を発信し、透明な関係をつくること</p> <p>(6) 評価の原則 協働に関わったパートナーは事業の経過や結果について、それぞれ評価を行い、より良い関係をつくること</p> <p>(7) 相互変革の原則 協働の過程を通じて、ともに学び、ともに変わり、ともに成長していく姿勢・意識を持つこと</p>	

第2章 各主体の役割	<p style="text-align: center;">市民の役割</p> <p>検討委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「事業者、大学」に協働に関する理解を深める機会を提供するのは誰の役目か。⇒<活動環境の整備参照> ■活動に参加しなくても不利益を被ることはないという規定を設けている自治体もある。 <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、協働に関する理解を深めるとともに、自主的に協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>① 住み良い地域社会の実現を図るためには、まず市民に自身がまちづくりの主体であるということを実感していただかなければなりません。</p> <p>また、協働のまちづくりをすすめるためには、市民に自らが暮らす地域において、自らができることを考え、すすんでまちづくりに参加していただく意識を醸成する必要があります。</p>
	<p style="text-align: center;">まちづくり協議会の役割</p> <p>検討委員会での意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各主体と連携、協力するというのは、理解しがたい。各主体をまとめるのが、まちづくり協議会である。 ■地域組織の代表となっているが、個人はどうなるのか。組織という言葉は抜くほうが良いのではないか。⇒<修正> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① まちづくり協議会は、地域の代表として地域の意見、要望を把握し、地域課題の解決に向けて、計画的に取り組むものとする。</p> <p>② まちづくり協議会は、まちづくりの主体の各組織と連携、協力し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとする。</p>	<p>① 各・学区地区には、多種多様な活動団体が存在しており、それぞれの組織がそれぞれの目標にそって活動いただいています。まちづくり協議会は、これらの団体を包括する地域住民組織の代表となることから、住民の意見を吸い上げる機能を有し、地域の課題を解決できる組織である必要があります。</p> <p>② まちづくり協議会を構成する団体はもちろんのこと、それ以外の市や市民公益活動団体、事業者、大学など、まちづくりの主体の各組織と連携、協力し、協働のまちづくりを推進する役割が期待されています。</p>
	<p style="text-align: center;">基礎的コミュニティの役割</p> <p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 基礎的コミュニティは、地域の絆を深め、身近な地域課題の解決に努めるものとする。</p> <p>② 基礎的コミュニティは、自ら行う活動に関し、地域住民の参加の機会を確保するとともに、地域住民の理解を得るように努めるものとする。</p>	<p>① 自助、共助、公助の考え方に基づき、地域で解決できる問題はまず地域で解決に当たっていただく必要があります。こうしたことから、基礎的コミュニティには日ごろより、地域活動などを通し、住民同士の絆を深めていただくよう努めていただく必要があると考えます。</p> <p>② 基礎的コミュニティは、誰もが安心して参加しやすく開かれた組織であり、また、価値観の多様化や時代の変化に対応した活動や運営を行うよう努めるものとする。</p>

市民公益活動団体の役割	<p>検討委員会での意見</p> <p>■本来の役割である公益活動についての記述が抜けている。⇒<反映></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市民公益活動団体は、自らの活動の社会的意義と責任を自覚し、その知識や専門性を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。</p> <p>② 市民公益活動団体は、積極的に情報提供を行い、その活動への参加と理解を促すよう努めるものとする。</p> <p>③ 市民公益活動団体は、まちづくりの主体の各組織と交流および連携し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>① 市民公益活動団体は、自らの活動が果たす社会的使命を自覚し、自らの持つ専門性や先駆性を生かし、自己責任のもと、まちづくりに貢献することが求められています。</p> <p>② 市民公益活動を活性化させるためには、まちづくりに参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対してきっかけづくりを行うことが重要です。</p> <p>そのためには、市民に情報提供を分かりやすく行い、市民意識の醸成を図る必要があります。また、市民公益活動団体の活動が社会的な評価を受けるためには、自らの活動を広く情報公開することで、透明性を確保することも必要です。</p> <p>③ 市民公益活動団体は公共サービスの担い手となることが期待されているほか、まちづくり協議会や事業者、大学などまちづくりの主体の各組織との協働のパートナーとして、その専門性や創造力を活かすことが期待されています。</p>
中間支援組織の役割	<p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 中間支援組織は、まちづくりの主体への情報提供ならびに人材および組織の育成等に努めるものとする。</p> <p>② 中間支援組織は、自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報共有および連携を図るよう努めるものとする。</p>	<p>① 中間支援組織は、情報発信、マッチング、相談、人材および組織の育成機能等をもって各組織が抱える課題を解決する役割を期待されています。</p> <p>② 自らが持つ中間支援機能を高めるため、中間支援組織が相互に連携することで、まちづくり協議会および市民公益活動団体等の活動を活性化させることにつながります。</p>
市の役割	<p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、積極的に情報提供を行うほか、市民に市の事業への参加の機会を提供するよう努めるものとする。</p> <p>② 市は、市民が自主的、主体的に行うまちづくりを尊重するものとする。</p>	<p>① 市は、協働のまちづくりを推進するため、ホームページや広報紙等の様々な伝達手段を用い、市民に地域のまちづくりに関する情報を積極的に提供し、まちづくりへの参加の機会提供に努めるものとします。</p> <p>② 市は、市民が主体的、自主的に行うまちづくりを尊重し、まちづくりを行うものとしています。</p>

検討委員会での意見

- 構成員について、NPOは地域を母体にせず特定のテーマに基づいて広域で活動しているので、まちづくり協議会とは活動基盤が異なる。参加を妨げるものではないという形で十分ではないか。⇒<反映>
- まちづくり協議会は、認定されたら自治協になるとか市民自治協議会に変わるとか言葉を変えた方がステップアップしたことがわかりやすい。他市事例では「認定まちづくり協議会」に名前が変わっている。
- 現状に即していないとしても、将来的に構成員として事業者も含まれるべきである。⇒<反映>
- 老若男女がバランスよく活動内容、役員が構成されることで地域代表性が担保される。⇒<反映>

素案イメージ

- ① 市は、地域住民が地域におけるまちづくりを自主的に行うために結成した団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定する
- (1) 基礎的コミュニティおよび地域住民で構成され、かつ区域内で活動する個人、団体にも参加の機会が保障されていること
 - (2) 地域の課題は地域において解決することを基本とした住民主体の自治組織であること。
 - (3) 行政のパートナーとして、協働のまちづくりを推進する組織であること。
 - (4) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われるものであること。
 - (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動をしないこと
 - (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動をしないこと
 - (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をしないこと
 - (8) 認定は、概ね一の小学校区域につき一団体に限り行うものとする。

【規則案】

- (1) 地域の自治活動における根幹組織である基礎的コミュニティを基礎とすること
- (2) 基礎的コミュニティの代表者が、まちづくり協議会の運営に参画していること
- (3) まちづくり計画を策定していること。
- (4) 組織全体の運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること
- (5) 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること
 - イ 区域
 - ロ 構成員の資格
 - ハ 役員の民主的な選出
 - ニ 協議による意思決定
 - ホ 事業計画・予算作成及び執行の透明性

- ① まちづくり協議会に対して、地域における代表制を担保し、財政等の支援を行うため、一定の要件を設け、市が認定することとします。
 - (1) まちづくり協議会の構成員は基礎的コミュニティ及び、地域に住む住民を基本とし、かつ市民公益活動団体や事業者等にも参加の機会が保障されているものとする。
 - (2) まちづくり協議会の自律性について謳っており、まちづくり協議会は、地域の将来を地域住民が責任を持って考え、住民の望む暮らしやすいまちづくりを実現する組織であるため、地域住民自らが主体的に考え、行動していただくことが必要です。
 - (3) まちづくり協議会は、行政のパートナーとして行政と連携し必要な取り組みを行い、住民と行政の協働のまちづくりを推進する役割が期待されています。
 - (4) まちづくり協議会は、地域の代表組織であることから、その運営について透明性が確保され、活動も地域住民の民意に基づき行わなければならない。
 - (5) (6) (7) まちづくり協議会は、地域住民の意見を集約する地域の代表組織であるため、第5号6号7号にある宗教の教義を広めたり、特定の公職を応援する行為等は、日本国憲法第19条に規定のある「思想・良心の自由」を侵す可能性があり、これを行う団体は認定することができません。
 - (8) まちづくり協議会は地域の代表組織であるため、概ね一の小学校区域につき一団体しか存在することができません。

認定の申請	<p style="text-align: center;">検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、市長に対し、市規則で定めるところにより、認定を申請するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【規則 案】</p> <p>▼まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①規約 ②役員名簿 ③活動区域を表す図面 ④組織構成図 ⑤その他市長が必要と認める書類 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>① 認定申請に関する具体的な手続きは、規則で定めることを明らかにしています。</p> <p>条例を改正するためには、議会の議決を経る必要があることから、事務的な手続きなどより細かい項目については市の意思により変更できる規則で定められます。</p> </div>
認定の取消し	<p style="text-align: center;">検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市長は、まちづくり協議会が認定要件を満たさなくなった場合、またはまちづくり協議会として適当でないと認められる場合には認定の取消しを行うことができる。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>① この項目は、まちづくり協議会が認定を受けた後に、その認定が取消されるケースについて述べています。認定要件を満たさなくなった場合、その他、認定されたまちづくり協議会にふさわしくないと認められるとき、認定が取り消されることとなります。</p> </div>
推進の方策	<p style="text-align: center;">検討委員会での意見</p> <p>基礎的コミュニティ 推進の方策参照⇒<修正></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、必要に応じ、まちづくり協議会の認定を受けたものに対し、活動場所や情報の提供のほか、人的および技術的な支援等を行うとともに、予算の範囲内において、財政的支援を行うよう努めるものとする。また、まちづくり協議会の認定を受けようとする者に対しても、必要に応じ、同様の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>② 市は、支援を行う際、まちづくり協議会およびまちづくり協議会の認定を受けようとする者の自主性、自立性を尊重するものとする。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>① 市は、まちづくり協議会の認定を受けたものに対し、支援を行うものとしており、支援の具体的な方法としては、活動場所や情報の提供のほか、交付金の交付等を想定しています。認定後のまちづくり協議会はもちろんですが、認定される前のまちづくり協議会であっても必要に応じ同様の支援をできるものとしています。ただし、これは、認定を受けるまでの暫定的な処置であり、認定を受けようとする意思が必要になります。</p> <p>② 当該地域において、既に認定されているまちづくり協議会がある場合は、支援の対象外となります。</p> </div>

	<p>個人情報提供</p> <p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市長は、安心・安全のまちづくりおよび協働のまちづくりの推進に必要と認められる場合、草津市個人情報保護条例に基づき、まちづくり協議会に対し個人情報を提供することができる。ただし、個人情報を提供する際は、プライバシーの確保等その権利が侵害されることのないよう十分配慮して行わなければならない。</p> <p>② 個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供された目的以外で個人情報を利用してはならない。</p>	<p>① 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、または障害者等、普段の生活に不安を抱えておられる方が地域には、たくさんいらっしゃいます。誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくるため、まちづくり協議会に対し、目的や対象者、閲覧者を限定し、個人情報を提供できるものとしています。</p> <p>② 提供を受けたまちづくり協議会は、個人情報の取扱いについて一定の制限や義務を課せられることになります。</p>
	<p>まちづくり計画の策定、公表</p> <p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① まちづくり協議会は、自分たちの地域を一層住み良い地域とするために、地域の目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題やその解決方法を示した計画を策定した場合、それを地域住民に公表する。</p> <p>② 地域住民はその計画に従ったまちづくりに努める。</p> <p>③ 市は、まちづくり計画に従った自主的なまちづくりを尊重するものとする。</p>	<p>① まちづくり計画が策定された場合は、地域の将来像を地域住民全体で共有するため、これを地域住民に公表する必要があります。</p> <p>② 地域で定めたまちづくり計画を実現するためには、地域住民全員が同じ方向を向いてまちづくりを行うよう努めなければなりません。</p> <p>③ 市がまちづくりを行う場合は、まちづくり計画に記した地域住民が望むまちの姿を実現するため、可能な範囲においてこの計画を尊重し、施策や事業の実施にあたらなければなりません。</p>
<p>第4章 基礎的コミュニティ</p>	<p>基礎的コミュニティへの参加促進</p> <p>検討委員会での意見</p> <p>■自治会、町内会は任意の団体であり、最高裁で加入を強制できないという判決が出ている</p> <p>■この条例は、住民自らがこのまちを良くしたいというモチベーションを上げるためのものなので、ここの文言によって締め付けや上からの押さえつけだと思われたら、この条例の意味がなくなってしまう。⇒<反映></p> <p>■「全員」という言葉を「一人ひとりが」とか「自らが」に入れ替える。「責務を果たす」という中身を山口市のように「自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。」とする方が柔らかくてスマートである。⇒<反映></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 地域住民は、一人ひとりが基礎的コミュニティの活動への理解を深め、その活動に積極的に参加し、または協力するよう努めるものとする。</p> <p>② 地域住民は、自らが基礎的コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。</p>	<p>① 地域住民一人ひとりが基礎的コミュニティの活動の果たす意義や役割を理解し、その活動に参加することで、まちづくりの大きな原動力となることが期待されています。一人ひとりが基礎的コミュニティの担い手として活動を支え、積極的に活動への参加や協力に努めていく必要性をここで明らかにします。</p> <p>② 地域住民は、自らが基礎的コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動が継続的かつ安定して行われるように、基礎的コミュニティを大切に守り育てていくこととしています。</p>

	<p>推進の方策</p> <p>検討委員会での意見</p> <p>■市は何もしないで、助けてやる、支えてやるという印象を受ける。市が本来やるべきことを地域に押し付けているという受け止め方をされないような表現に変えた方が良い。市は支援を行うこととすると、市が上にいるような印象を受ける。 ⇒<反映></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、基礎的コミュニティの活性化のため、必要に応じ活動や情報の提供等の支援を行うものとする。 ② 市は、基礎的コミュニティの自主性・自立性を尊重するものとする。</p>	<p>① 市は、基礎的コミュニティの活性化を図るために、基礎的コミュニティに対し、側面的な支援を行うこととしています。 ② 市は、基礎的コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、その活動を支援することとしています。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5章 市民公益活動団体</p>	<p>市民公益活動の推進</p> <p>検討委員会での意見</p> <p>■法人認定を受けてなくても市民公益活動団体として扱うかどうか。法人でないものも対象とすべきだとは思う。 ⇒<市民公益活動団体の定義を参照></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市民は、市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、協力するよう努めるものとする。</p>	<p>① 少子高齢化の進展や価値観の多様化等の社会的背景を受けて、行政だけで複雑化する市民ニーズや地域課題に対応することが難しくなっています。そこで、専門性や柔軟性等の特性を持ち、行政の持つ公平性や、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組みが可能な市民公益活動団体の役割が重要になってきています。 このことから、市民一人ひとりが市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、その活動を応援することが市民公益活動を推進する大きな原動力となります。</p>
	<p>推進の方策</p> <p>基礎的コミュニティ 推進の方策参照</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、市民公益活動の活性化のため、必要に応じ活動や情報の提供等の支援を行うものとする。 ② 市は、市民公益活動団体の自主性、自立性を尊重するものとする。</p>	<p>① 市は、市民公益活動の活性化を図るために、市民公益活動団体に対し、側面的な支援を行うこととしています。 ② 市は、市民公益活動団体の自主性、自立性を尊重しながら、その活動を支援することとしています</p>

第6章 市	協働事業の推進	<p>検討委員会での意見</p> <p>■市からの財政的な支援について、具体的な記述は考えているか。⇒<反映></p> <p>■協働事業の提案制度を位置づけられないか。⇒<反映></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、まちづくり協議会および市民公益活動団体等との協働事業を積極的に推進するものとする。</p> <p>② 市は、協働事業を推進するため、予算の範囲内で財政的措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>① 市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働により事業を実施した方が効果的に事業を実施できると評価した事業については、積極的に事業の協働化を推進するものとしています。</p> <p>② 上記の協働事業を行う際、市が自らの役割の一部として予算の範囲内において財政的負担を行うことを意味しています。</p>
	推進計画の策定	<p>検討委員会での意見</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、まちづくり協議会、市民公益活動団体および行政等の協働を推進するための計画を定めるものとする。</p>	<p>① 本条例の実効性を担保する仕組みの一つとして、まちづくり協議会、市民公益活動団体および行政等の協働を推進するための計画を定めることとしています。</p> <p>本条例に協働を推進するための具体的な施策、事業を位置づけるのではなく、期間を定めた計画を策定し、この中で各施策を位置づけ、これを定期的に見直すことで、まちづくりの動向を見究めながら、そのときの時勢にあった施策を打ち出すことが可能になります。</p>
	推進体制の整備	<p>検討委員会での意見</p> <p>■庁内体制の充実を図るとは、あいまいな表現である。⇒<反映></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、協働を推進するため、組織全体で取組み、横断的連携が図れるよう庁内体制の強化を図るものとする。</p>	<p>① 協働のまちづくりを推進するため、市の組織において縦割りでなく横断的な連携がとれるよう、庁内体制の強化を図ります。具体的には協働のまちづくりの推進に関する部局間の連携、総合調整に関することなどについて所掌する「草津市協働のまちづくり推進本部会議」について、条例に位置づけます。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人材育成</p>	<p>検討委員会での意見</p> <p>■単に研修を行って終わりではなく、実際に意識改革がすすんでいるか評価する必要がある。 ⇒<第3者機関の設置参照></p> <p>■若い層など特定の年代に強く働きかけなければならないのではないか。</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、市職員に対し協働のまちづくりに関する多様な研修を実施し、その必要性を認識させるよう努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。</p> <p>② 市職員は、地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加し、地域の課題を把握し、自らの資質向上に努めるものとする。</p>	<p>① 協働によるまちづくりにおいて、市が果たすべき役割は大きく、協働のまちづくりを推進するため、市職員の育成についてここで規定しています。市民との協働によるまちづくりを進めていくために、市職員が率先して協働の重要性について認識を深めていく必要があります。</p> <p>② 協働によるまちづくりをすすめるため、市職員自らも地域社会の一員として基礎的コミュニティの活動や市民公益活動などのまちづくりの活動に積極的に参加することとしています。</p> <p>市職員は、職務遂行能力の向上や資質向上のため、地域課題を把握するとともに、一市民として、自らできることを考え、その専門性や能力を活用して積極的に地域のまちづくりに参加・参画していくべきであると考えています。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">中間支援組織との連携、協力</p>	<p>検討委員会での意見</p> <p>■中間支援組織には、NPOも想定すべきである。</p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、協働のまちづくりを推進するため、必要に応じ中間支援組織と連携および協力を行うものとする。</p>	<p>① 中間支援組織には、まちづくりの主体が行うまちづくり活動を支援する役割のほか、協働事業をコーディネートする役割が期待されています。協働事業を成立させるためには、パートナー同士が相互理解を深め、組織や文化の違いを埋める必要があります。そのため、双方のコミュニケーションを促進し、協働事業をコーディネートする中間支援組織の役割は非常に重要です。</p> <p>これらのことから市は、中間支援組織と連携、協力し効果的に協働のまちづくりを推進するものとしします。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">活動の環境整備</p>	<p>検討委員会での意見</p> <p>■見出しと内容が一致していない。⇒<反映></p> <p style="text-align: center;">素案イメージ</p> <p>① 市は、協働のまちづくりを推進するために必要な活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>① 協働によるまちづくりを実現するために必要な活動の環境整備について定めています。</p> <p>環境整備とは、啓発及び研修、ネットワークの構築、協働の拠点機能充実などが考えられます。</p>

検討委員会での意見

■地縁という表現は分かりづらい。

>この条例で基礎的コミュニティが位置づけられているので、それを使えばよいのではないか

>地域を代表するものという表現でも良い。

⇒<反映>

■所掌事務について、計画が一番上に来ると良い。

⇒<反映>

素案イメージ

- ① 市長は、この条例の実効性を高めるため、草津市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会の所掌は、次のとおりとする。
 - 1 推進計画に関する事
 - 2 協働のまちづくりに係る施策の推進に関する事
 - 3 協働事業等の評価に関する事
 - 4 基礎的コミュニティ活動及び市民公益活動への参加促進に係る施策に関する事
 - 5 その他市長が必要と認める事項
- ③委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 1 公募による市民
 - 2 学識経験者
 - 3 地域を代表する者
 - 4 市民公益活動団体を代表する者
 - 5 その他市長が必要と認める者
- ④委員の任期は、2年とする。
- ⑤委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑥その他、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

- ① この条例の協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、本市の附属機関として「草津市協働のまちづくり推進委員会」を設置することを定めています。
- ② 委員会では、推進計画に関する事、協働のまちづくりに係る施策の推進に関する事、協働事業等の評価に関する事、基礎的コミュニティ活動および市民公益活動への参加促進に係る施策に関する事など協働によるまちづくりの推進に関わる基本的な事項について取り扱うものとしています。
- ③ 委員会には協働のまちづくりに関わる様々な属性の市民を構成員とします。具体的には委員会は、公募による市民、学識経験者、地縁団体の代表、市民公益活動団体の代表、その他市長が必要と認める者としております。
- ④ 委員の任期は、2年です。
- ⑤ 委員が欠けたとき補充される委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- ⑥ 委員会の運営に関して必要な事項は、別に規則で定めることとしています。